

特集《意匠》

プーリー事件

知財高裁 平成 19 年 1 月 31 日
平成 18 年(行ケ)第 10317 号

平成 22 年度意匠委員会第 5 部会 木下 實三



要 約

本願意匠と引用意匠は、いずれも「プーリー」に係るもので、ディスク部下面の中心寄りのドーナツ状部分を部分意匠とする本願意匠と引用意匠の類否が争われた。審決は両意匠を類似すると判断したが、裁判所は、本願意匠の意匠登録を受けようとする部分と引用意匠の相当部分との間に存在する位置が、凹陷部における底面にあるか、凹陷部のない平坦面上にあるかの差異によって、両意匠の形状自体の共通点を凌駕し、異なった美感をもたらすとして、類似しないと判断した。

この判決において、本願意匠の意匠登録を受けようとする部分の位置等の認定にあたり、破線で示される部分を勘案すべきか否かに言及した点が、注目される。すなわち、部分意匠において、意匠登録を受けようとする部分の位置等については、願書及びその添付図面等の記載（破線部分の記載を含む）並びに意匠登録を受けようとする部分の性質等を総合的に考慮して決すべきとしている。

1. 概要

(1) 手続きの経緯

原告は、意匠に係る物品を「プーリー」とし、その一部分について部分意匠として、平成 16 年 3 月 15 日、意匠登録出願（以下「本件意匠登録出願」という）をしたところ（後掲の図面第 1 参照：実線部分は不鮮明のため、筆者が太書きした）、平成 17 年 3 月 8 日付で拒絶査定を受けたので、同年 4 月 25 日、審判請求（不服 2005-7310 号）をしたが、特許庁は、平成 18 年 5 月 24 日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をした。

(2) 審決の認定及び判断

審決は、本願意匠は、本件出願前に発行された意匠公報に所載の意匠登録第 908556 号の類似第 1 号の意匠の本願意匠に相当する部分の意匠（以下「引用意匠」という。）と、意匠に係る物品が共通し、また、本願意匠の意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能、位置、大きさ、範囲と、引用意匠の本願意匠に該当する部分が共通し、その形態においても、共通点は、差異点を凌駕して類否判断を左右すべきであるから、両意匠は類似し、本願意匠は、意匠法 3 条 1 項 3 号に該当して、意匠登録を受けることができないとした。

2. 争点

(1) 「位置、大きさ、範囲」の認定の誤り

原告は、審決は本願意匠の意匠登録を受けようとする部分（以下「本願実線部分」という）の位置、大きさ、範囲と、引用意匠の本願意匠に該当する部分（以下、「本件相当部分」という）が共通すると認定した点を誤りとして争った（取消事由 1）。

(2) 意匠の類否判断の誤り

原告は、審決における類否判断、すなわち、本願意匠と引用意匠の共通点は、両意匠の形態全体に著しい共通感を奏するものであり、差異点を凌駕して類否判断を左右するから、意匠全体として観察すると、両意匠は類似すると認定した点を誤りとして、争った（取消事由 2）。

3. 結論

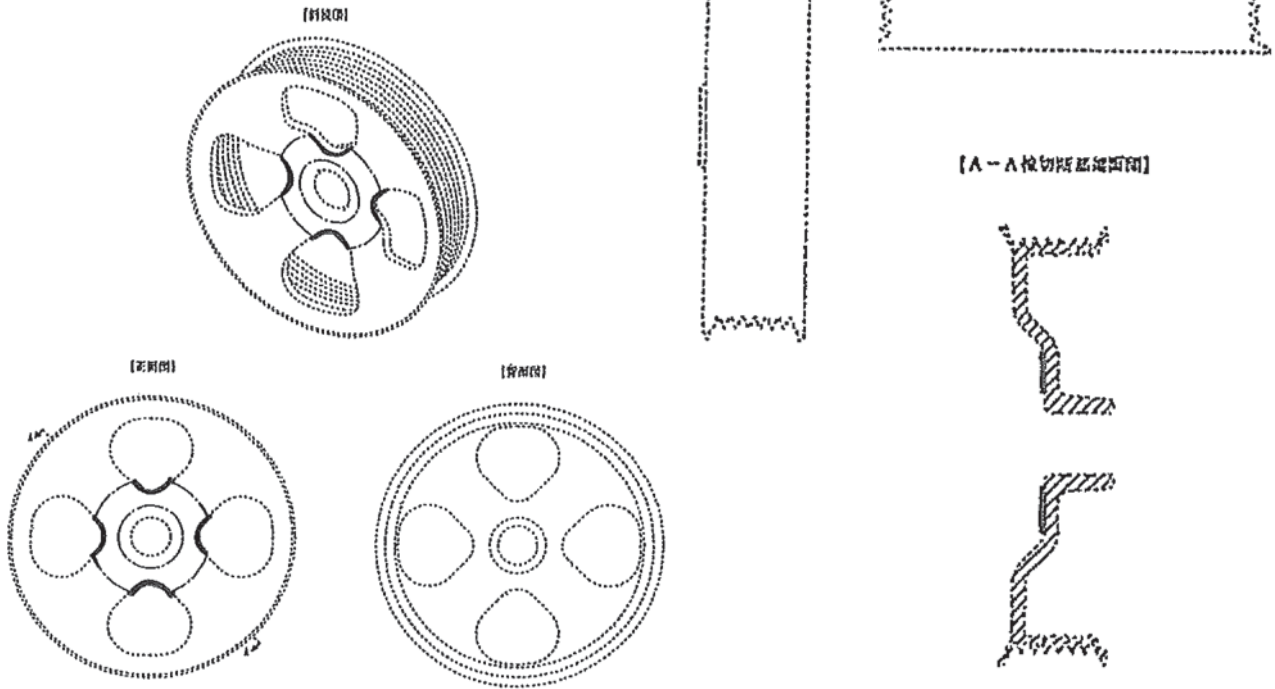
(1) 取消事由 1 について

判決は、本願実線部分は、ディスク部に凹陷部を有するプーリーにおいて、ディスク部の凹陷部の底面に位置するものであり、本件相当部分とは位置に差異があるから、プーリーにおいて、ディスク部に凹陷部を設けることは、既に知られているものであり、使用の

図面第1 本願意匠

意匠に係る物品 プーリー

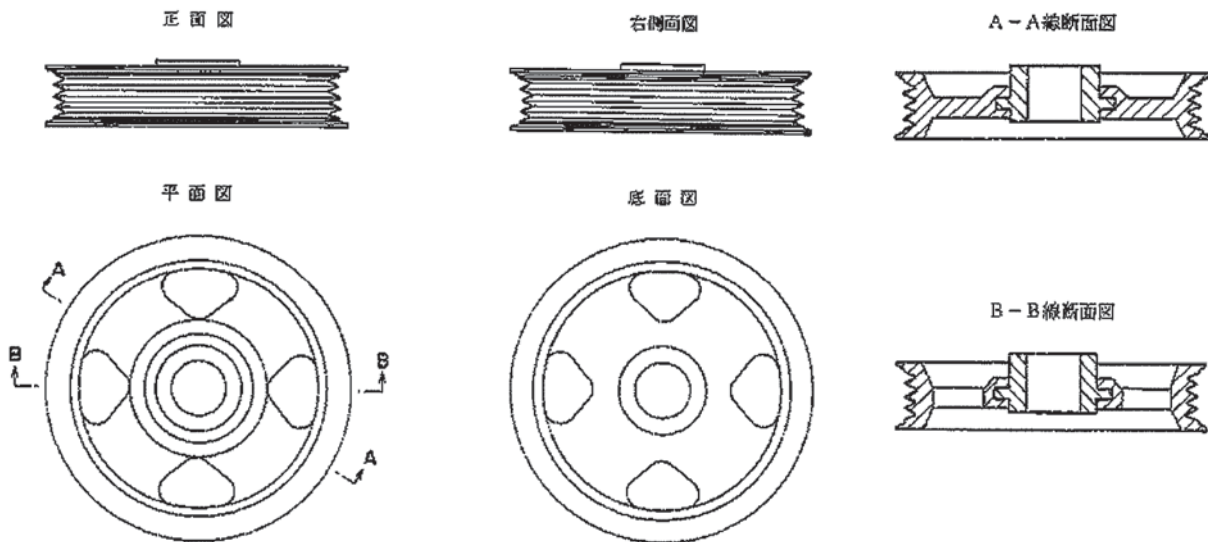
説明 実線で表した部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。一点鎖線は部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。右側面図は左側面図と、底面図は平面図とそれぞれ対称に表れる。



図面第2 引用意匠

(54) 意匠に係る物品 プーリー

(55) 説明 背面図は正面図と、左側面図は右側面図と同一にあらわれる。



目的に応じて適宜選択される程度にすぎないものであるとしても、本願実線部分と本件相当部分とは位置に差異があるから、本願意匠と引用意匠との位置が共通するとした審決の判断は誤りであり、取消事由1は理由があるとした。

(2) 取消事由2について

判決は、本願実線部分は、その内容に照らし、それと相いれない、ディスク部に凹陥部を有しないプーリーに位置するものを予定していないと解するのが相当であって、本願実線部分と本件相当部分の位置の差異は、本願意匠と引用意匠の形状自体の共通点を凌駕し、両意匠に異なった美感をもたらす、その類否判断に影響を及ぼすものであるから、本願意匠と引用意匠とは類似するとした審決の判断は誤りであり、取消事由2は理由があるとした。

4. 裁判所の判断理由

(1) 判決における部分意匠に対する見解

判決は、「部分意匠は、物品の部分であって、意匠登録を受けようとする部分だけで完結するものではなく、破線によって示された形状等は、それ自体は意匠を構成するものではないが、意匠登録を受けようとする部分がどのような用途及び機能を有するといえるものであるかを定めるとともに、その位置等を事実上画する機能を有するものである。そして、部分意匠の性質上、破線によって具体的に示される形状等は、意匠登録を受けようとする部分を表すため、当該物品におけるありふれた形状等を示す以上の意味がない場合もあれば、当該物品における特定の形状等を示して、その特定の形状等における意匠について、意匠登録を受けようとしている場合もあり、部分意匠において、意匠登録を受けようとする部分の位置等については、願書及びその添付図面等の記載並びに意匠登録を受けようとする部分の性質等を総合的に考慮して決すべきである。」としている。

(2) 「位置、大きさ、範囲」の認定について

判決は、「本願実線部分は、ディスク部に凹陥部を有するプーリーにおいて、ディスク部の凹陥部の底面に位置するものであるのに対し、本件相当部分は、ディスク部に凹陥部を有しないプーリーにおいて、全面が平坦なディスク部の略中央部分に位置するものである

から、本願実線部分と本件相当部分の位置には、差異があるというべきであり、本願実線部分と本件相当部分の位置が共通するとした審決の認定判断は誤りであるというほかはなく、この誤りは、審決の結論に影響を及ぼすものである。」としている。

また、被告の「当該物品の属する分野において、ディスク部に凹陥部を設けることは、既に知られていることであり、使用の目的に応じて適宜選択される程度にすぎず、本願意匠の凹陥部もそれらに比して格別特異なものとはいえない」旨の主張に対して、判決は、「本件は、本願意匠について、意匠法3条1項3号該当性を肯定した審決の認定判断に違法事由が存在するかが問われているのであって、審決では取り上げられていない同法3条2項所定の創作容易性の問題は別論であるというほかはない。」とし、「本願実線部分は、ディスク部に凹陥部を有するプーリーにおいて、ディスク部の凹陥部の底面に位置するものであり、本件相当部分とは位置に差異があるのであるから、プーリーにおいて、ディスク部に凹陥部を設けることは、使用の目的に応じて適宜選択される程度にすぎないものであるとしても、本願実線部分と本件相当部分とは位置に差異があるとした上記判断を左右するものではない。」として、原告の「審決には『位置、大きさ、範囲』の認定に誤りがある」との主張、すなわち、取消事由1は、理由があるとした。

(3) 意匠の類否判断について

判決は、「類否判断において、意匠登録に係る部分とそれに相当する部分の位置等の差異を考慮するに当たっては、部分意匠制度の趣旨を没却することがないようにしなければならない。破線部の形状等や部分意匠の内容等に照らし、通常考え得る範囲での位置等の変更など、予定されていると解釈し得る位置等の差異は、類否判断に影響を及ぼすものではない。」とした上で、「本願実線部分は、外周縁部に等間隔で位置する四箇所の略弧状の切り欠き部を有する平坦なドーナツ状の部分であり、本願実線部分と本件相当部分とは、全体が、円環状のディスク部の下面において、その外周縁部の等間隔の四箇所に、略弧状の切り欠き部を形成したものである点において共通する。他方、本願実線部分は、ディスク部に凹陥部を有するプーリーにおいて、ディスク部の凹陥部の底面に位置するものであるのに対し、本件相当部分は、ディスク部に凹陥部を有

しないプーリーにおいて、全面が平坦なディスク部の略中央部分に位置するものであり、位置に差異があるとし、さらに、「本願実線部分と本件相当部分との間に存在する位置の差異によって、本願意匠と引用意匠は、看者に対して、全く異なった美感を与えるものというほかないのであり、上記の位置の差異は、本願意匠と引用意匠の形状自体の共通点を凌駕し、両意匠に異なった美感をもたらすというべきである。従って、本願意匠と引用意匠が類似するとした審決の判断は誤りであり、この誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。」としている。

また、被告の「部分意匠についての類否判断は、基本的には、通常意匠の類否判断と異なることなく、本願実線部分と本件相当部分との形態の対比、及び、本願意匠と引用意匠の類否の判断に与える影響の評価についても同様であるが、本願実線部分以外の部分と本件相当部分以外の部分については、その用途及び機能と、当該物品全体の形態に対する、本願実線部分と本件相当部分とのそれぞれの相対的な位置、大きさ、範囲が、対比できる程度であれば足りるものである」旨の主張に対して、判決は、「確かに、部分意匠の類否判断において、意匠登録を受けようとする部分の位置の差異を必要以上に考慮することは、実質的に、破線部分の形状等を部分意匠の内容に取り込んで類否判断等をするにもなりかねず、部分意匠制度の趣旨を没却することになるものであるが、本件においては、本願実線部分は、その内容に照らし、それと相いれない、ディスク部に凹陷部を有しないプーリーに位置するものを予定していないと解するのが相当であって、本願実線部分と本件相当部分の位置の差異は、本願意匠と引用意匠に異なった美感をもたらす、その類否判断に影響を及ぼすものであるから、被告の主張は採用できない。」として、取消事由2は理由があるとした。

5. 解説

(1) この判決では、部分意匠の図面に表された破線部分の解釈において、破線によって具体的に示される形状等を考慮する場合もあれば、考慮しない場合もあり、意匠登録を受けようとする部分の位置等について

は、願書及びその添付図面等の記載並びに当該部分の性質等を総合的に考慮して決すべきであると、している。

部分意匠における実線部分に関する考え方は、破線部分に対する実線部分の配設関係（位置等）を重視しない独立説、実線部分の配設関係を重視する要部説、両者の折衷案的なタイプ別部分意匠類否論がある（青木博道「DESIGN PATENT」50号P10「タイプ別部分意匠類否論」参照）とされているが、この判決では、タイプ別部分意匠類否論に近い判断が示されている点で注目すべき判決である。

この判決では、願書の説明、拒絶理由等との関係で、部分意匠の類否判断において、破線で示される部分も実質的に加味して判断しているが、基本は、破線で示される部分を含まないとしているので、部分意匠登録出願をしようとする出願人は、意匠登録を受けようとする部分として意匠に係る物品のどの範囲までとすべきか、十分考慮すべきであり、願書等の記載にも十分配慮する必要がある。

(2) この判決では、本願意匠と引用意匠との差異点を、被告は公知意匠を引用して創作性がない旨主張したところ、判決は、「本件は、本願意匠について、意匠法3条1項3号該当性を肯定した審決の認定判断に違法事由が存在するかが問われているのであって、審決では取り上げられていない同法3条2項所定の創作容易性の問題は別論であるというほかはない。」として、被告の主張を排除している。

仮定の話だが、審査・審判段階での拒絶理由が3条1項3号ではなく、3条2項であったら結論は変わっていたかどうか、興味のあるところである。

(3) なお、本件（不服2005-7310号）の審決公報は、IPDLに掲載されておらず、かつ、本件意匠登録出願（意願2004-75646号）の登録公報は発行されていないが、理由は不明である。

以上
(原稿受領2010.12.21)